



2022年5月10日

各 位

会 社 名 株式会社ツムラ
代表者名 代表取締役社長CEO 加藤 照和
(コード番号 4540 東証プライム)
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション室長 犬飼 律子
TEL 03 - 6361 - 7100

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月10日開催の取締役会において、定款一部変更を2022年6月29日開催予定の第86回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - 1) 変更案第15条1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - 2) 変更案第15条2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - 3) 株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - 4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 2015年6月26日付ガバナンス体制の変更以降、取締役副社長、専務取締役および常務取締役については、選定しておりませんでした。今回、その点を明確化するとともに、取締役会の実効性を高める観点から、これら役付について現行定款第23条の規定からも削除するものであります。
- (3) 2016年6月29日以降、相談役についても置いていなかったことから、併せて同役職を現行定款第34条の規定から削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は下表のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>[新設]</p>	<p>[削除]</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(役付取締役の選定)</p> <p>第23条</p> <p>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、取締役社長1名を選定し、また、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(役付取締役の選定)</p> <p>第23条</p> <p>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、取締役社長1名を選定する。また、取締役会長1名を選定することができる。</p>
<p>(相談役および顧問)</p> <p>第34条</p> <p>当社は、取締役会の決議をもって相談役および顧問を置くことができる。</p>	<p>(顧問)</p> <p>第34条</p> <p>当社は、取締役会の決議をもって顧問を置くことができる。</p>
<p>附則</p> <p>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>第81回定時株主総会終結前の社外監査役</p>	<p>附則</p> <p>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>第1条</p>

<p>(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 44 条の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p>	<p>第 81 回定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 44 条の定めるところによる。</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 2 条</u></p> <p><u>定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 29 日 (予定)

定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 29 日 (予定)

以上